

警察署協議会会議録

田川警察署協議会

開催年月日時	令和8年5月11日 午後4時30分 から 令和8年5月11日 午後5時45分 まで	
開催場所	田川警察署 会議室等	
出席者	警察署協議会	会長以下10名
	警察署	署長、副署長、地域管理官、刑事管理官、 総務課長、生活安全課長、交通課長、 警備課長 生活安全総務課 犯罪抑止対策室長
議 事 概 要		
【会長挨拶(要旨)】 新しいメンバーも加わり、皆さんと活発な意見を出し合い、話ができることを楽しみにしているので宜しくお願いする。 【署長挨拶(要旨)】 平素から、警察行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。この協議会において我々の業務内容を聞いていただくことが、警察業務をアピールする場として重要だと感じている。改めて、警察署協議会制度についてご理解していただき、今後とも我々の活動にもご理解とご協力をお願いする。 【生活安全総務課による巡回防犯講話】 ○ ニセ電話詐欺及び、万引き等に対する防犯対策について（犯罪抑止対策室長） ・ 特殊詐欺の現状と対策 ・ 刑法犯の推移 ・ 福岡県警の防犯アプリ 【議事】 ○ 令和8年3月末現在の治安概況等について（署長） ○ 自転車に対する交通反則通告制度について（交通課長） 【質疑応答】 ○ 委員から「防犯アプリで配信される情報のタイムラグについて」の質疑があり、		

議 事 概 要

犯罪抑止対策室長から、「事案発生からすると、多少のタイムラグ(時間差)はあるが、スピード感を持って情報発信を行っている。」旨回答した。

○ 委員から「防犯アプリの、言語切り替え機能について」の質疑があり、犯罪抑止対策室長から「防犯アプリには、言語切り替え機能はないが、今後検討していく。」旨回答した。

○ 委員から「窃盗犯人等の検挙連絡について」の質疑があり、署長から「直接の被害者に対しては、犯人の検挙連絡を行っているが、被害者以外の方々に対しては、広報媒体を通して情報発信を行っている。」旨回答した。

○ 委員から「自転車の交通違反に対する反則金について」の質疑があり、交通課長から「違反内容によって反則金の金額が異なるが、自転車による交通違反は、原動機付自転車で交通違反した場合の反則金と同額である。」更に、「運転免許証の保有者が、自転車で交通違反を行った場合は、反則金のみで点数は対象外である。」旨回答した。

○ 委員から「交通反則通告制度を悪用した詐欺事件について」の質疑があり、署長から「警察官が、現場でお金を受け取ることは絶対にないので、全て詐欺であるので注意してほしい。」旨回答した。

○ 委員から「幅員の狭い道路等における、自転車の側方通過について」の質疑があり、交通課長から「自転車等の右側を通過する場合は、自転車等との間に1メートル以上の安全な間隔をあけるよう指導している。」「道路中央に黄色実線がある道路等において、自動車等が自転車等の右側を通過する場合に、十分な間隔がない時は、自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行するよう指導している。」旨回答した。

○ 委員から「自転車の速度違反について」の質疑があり、署長から「自転車は、道路交通法では車両に該当するため、道路標識等によって指定された最高速度をこえる速度で進行してはならないが、道路標識等による指定がない道路では対象外である。」旨回答した。

○ 委員から「自転車を運転する際、片耳のみイヤホンした場合について」の質疑があり、署長から「安全な運転に必要な音等が聞こえにくい状態での運転は、重

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要

大な事故につながる恐れがあり交通違反となる。」「片耳のみイヤホンをつけて運転する場合は、利用者の耳を完全に塞ぐ状態ではないことから、即検挙されることはないが、片耳のみのイヤホンでも、現場の警察官から停止を求められ注意されることはある。」旨回答した。

【閉会】

以上で、令和8年度第1回田川警察署協議会を閉会する。